

令和5年(2023年)10月31日
午前9時～午前10時
於：高層棟4階 特別会議室
学校教育部 教育未来創生室

令和5年度 第9回政策会議 吹田市立学校条例の一部改正

学校規模適正化の観点から、山田第五小学校を令和7年(2025年)3月末をもって廃止し、同年4月に山田第三小学校に統合するため、吹田市立学校条例の一部改正を行うものです。

1 概要

山田第五小学校は、山田第三小学校の過大規模化を解消するために昭和61年度(1986年度)に分離新設されました。その後は児童数が減少し続けており、令和4年度(2022年度)には6学級の過小規模校となっています。今後の児童生徒数推計においても、児童数の減少により6学級の過小規模の状態が継続する見込みであることから、学校規模適正化に着手する必要があります。

また、山田第三小学校についても、山田第五小学校が分離して以降、児童数は減少し続けており、令和5年度(2023年度)現在は12学級の標準規模校ではあるものの、今後の児童生徒数推計では、過小規模校になるものと見込んでいます。

このような学校規模、教育環境に対する課題を解消するために、令和5年(2023年)10月23日に開催された教育委員会会議において、山田第五小学校を山田第三小学校に統合することを内容とする学校規模適正化実施計画(第2期)^{*}が策定されたことを受け、吹田市立学校条例の小学校の設置に係る所要の改正を行うものです。

※学校規模適正化実施計画(第2期)における具体的内容

- (1) 令和7年度(2025年度)山田第五小学校を山田第三小学校に統合
- (2) 当該統合に伴い、山田南・山田市場9番～11番(現山田第五小学校区)については、西山田中学校の通学区域に見直し
- (3) 経過措置として、山田南・山田市場9番～11番に在住の児童については、当分の間、中学校への進学時に西山田中学校または山田中学校のいずれかの選択が可能

※学校規模適正化実施計画(第2期)、同計画策定までの検討経過や学校規模適正化(第2期)事業内容等については、別紙参考資料1・2参照

2 改正内容

吹田市立学校条例第2条に規定する「吹田市立山田第五小学校」を削除します。

3 施行予定

令和7年(2025年)4月1日から施行します。

※山田第五小学校の山田第三小学校への統合により、山五留守家庭児童育成室についても山三留守家庭児童育成室への統合を行います。そのため、吹田市留守家庭児童育成室条例の育成室の設置に係る所要の改正も同様に行います。

4 山田第五小学校の概況

- (1) 所在地 吹田市山田西1丁目6番1号
- (2) 規模 校地面積 12,314 m² (建物敷地 5,514 m²、運動場 6,800 m²)
- (3) 経過 昭和61年(1986年)に山田第三小学校から分離新設
- (4) 現在 児童数 164人、6学級 ※令和5年5月1日現在
- (5) 推計 児童数 95人、6学級 ※令和20年度(2038年度)時点

5 山田第三小学校の概況

- (1) 所在地 吹田市山田西1丁目4番1号
- (2) 規模 校地面積 18,645 m² (建物敷地 7,902 m²、運動場 10,743 m²)
- (3) 経過 昭和49年(1974年)に山田第一小学校と山田第二小学校から分離新設
- (4) 現在 児童数 277人、12学級 ※令和5年5月1日現在
- (5) 推計 児童数 146人、6学級 ※令和20年度時点
※統合しない場合の推計値

6 市民意見提出手続について

- (1) 意見募集期間 令和5年9月15日から同年10月17日
- (2) 提出意見数 244通
- (3) 主な意見
 - ア 統合時期を遅らせてほしい、取組が早すぎる
 - イ 子供や保護者の声をもっと聞いてほしい
 - ウ 統合以外の学校規模適正化の手法を検討してほしい
 - エ 児童の心理的不安を心配する
 - オ 学校までの通学距離が長くなることに対する意見

など

(4) (3)の意見への市の考え

市民意見提出手続とほぼ同時期に、山五小学校、山三小学校の小学生及び未就学児の保護者に対して説明会をそれぞれ開催しており、今回の学校規模適正

化の手法について検討した経過、児童の心理的ケアとして、教職員の増員やS
C等の体制強化を検討すること、中学校区の変更に伴う経過措置として、西山
田中学校と山田中学校の選択制の導入を検討していることなど、本市の考え方
をお伝えしてきたところです。

また、子供については、統合や通学区域の見直しの議論は、考えや意見の違
いにより、人や地域における対立や分断が発生するリスクを伴うことから、そ
こに子供たちを巻き込むべきではなく、教育委員会の責任において進めるべき
であると考えています。

ただし、今後、統合を円滑に進めるにあたり、子供たちの声を聞く機会をつ
くりたいと考えています。

7 今後の取組

今後は、統合に向けての両校の交流事業、教室改修、通学路の安全対策等の学校
規模適正化による影響軽減策を実施予定です。

※学校規模適正化によって生じる地域の諸課題については、市民部が中心となり、各分
野の担当部署と連携しながら課題解決の支援を行います。

8 今後の主なスケジュール

年度	月	内容
令和5年度 (2023年度)	11月	11月定例会に条例改正案を提案
令和6年度 (2024年度)	4～3月	周知、通学路の安全対策、教室改修等、交流事業を実施
	3月	山田第五小学校を廃止
令和7年度 (2025年度)	4月	山田第三小学校に統合

※事業推進にあたり予算を伴うものは、精査のうえ、適宜議会提案等を行います。